

令和3年8月26日

緊急事態宣言適用期間中（8月20日～9月12日）の教育活動等について

兵庫県に、「緊急事態宣言」が発令されたことに伴い、県教育委員会から下記のとおり通知されましたのでお伝えします。これにより、本校でもやむを得ず活動に影響が生じますが、感染拡大防止の趣旨をご理解いただき、なにとぞご協力をお願いいたします。

記

1 教育活動

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。
- 県外での活動は、原則行わない。
ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

2 部活動

- 原則休止とする。
ただし、全国大会・近畿大会（その予選を含む）等への参加及び参加に向けた活動に限り、以下のとおり最小限で実施を可とする。
 - ・大会初日から起算して4週間前とする。
 - ・活動日及び時間は、「いきいき運動部活動（4訂版）」等を基本に、平日（4日）で2時間以内、土日のいずれかで1日で3時間以内とする。

3 心のケア

- SNS 悩み相談の時間を延長（17時～21時→16時～22時・前後1時間延長する）。

4 熱中症対策

- 環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行う。

通知の本文は、県教育委員会のウェブページに掲載されています。

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/corona/corona.htm>